

議案第 25 号

損害賠償請求事件の和解について

損害賠償請求事件に関し下記のとおり和解をすることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、市議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 2 日提出

市川市長 田 中 甲

記

1 和解の相手方

千葉県市川市在住

A（男性）

2 事件の概要

相手方住居地先において、市川市が管理する樹木の根が隣接する相手方の敷地に伸びていたことにより、相手方の門及び塀が損傷したもので、相手方が市川市にその事故による損害の賠償を求めた事件である。

3 和解の内容

- (1) 市川市は、相手方に対し、本件事故により生じた損害に対する一切の賠償金として、金 2,543,508 円の支払義務のあることを認め、同額を支払う。
- (2) 相手方は、今後いかなる事情が生じても前号の金額以外には、市川市に対し、損害賠償その他名目の如何を問わず、一切の請求をしない。
- (3) この仮示談書は、市川市議会の議決を得たときに、本示談書となる。
- (4) 第 1 号の賠償金は、市川市議会の議決を得た後、遅滞なく支払うものとする。

理 由

損害賠償請求事件について当事者間で合意に達し、和解により解決を図る必要があるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき提案するものである。

仮 示 談 書

市川市（以下「甲」という。）とA（以下「乙」という。）は、下記の事故に係る損害賠償について、次のとおり示談する。

記

1 事故発生場所

乙住居地先

2 事故の内容

上記場所において、甲が管理する樹木の根が隣接する乙の敷地に伸びていたことにより、乙の門及び塀が損傷したものである。

3 示談の条件

- (1) 甲は、乙に対し、本件事故により生じた損害に対する一切の賠償金として、金2,543,508円の支払義務のあることを認め、同額を支払う。
- (2) 乙は、今後いかなる事情が生じても前号の金額以外には、甲に対し、損害賠償その他名目の如何を問わず、一切の請求をしない。
- (3) この仮示談書は、市川市議会の議決を得たときに、本示談書となる。
- (4) 第1号の賠償金は、市川市議会の議決を得た後、遅滞なく支払うものとする。

この示談の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年8月18日

甲 千葉県市川市八幡1丁目1番1号
市川市
代表者 市長 田 中 甲

乙 千葉県市川市在住
A（男性）